

1-1-6. 復職支援プログラムの概要(教育職員)(平成26年4月1日現在)

| 都道府県 指定都市 | 1 復職支援プログラムについて | | | | 2 復職の判断について | | 3 復職後の経過観察について | | | |
|--------------|---|--|---|--|---|--|---|--|---|---|
| | (1)対象者 | (2)復職にあたって受講を必ず求めているか | (3)復職支援プログラムの内容(各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間) | (4)実施時期 | (5)受講者に対する公費による保険措置 | (1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者 | (2)復職を判断するにあたっての主な基準 | (1)復職後の経過観察の内容 | (2)復職後の経過観察の実施期間 | (3)復職後の人事配置等の配慮 |
| 1 北海道 | 北海道教育委員会の任命に係る職員で、精神疾患による休職者 | 受講義務はない。ただし、復職に向けた健康診査では、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。 | 「職場復帰訓練」は治療行為の一環としての位置づけで、所属長は職員及びその家族と協議のうえ、主治医の指示に基づき、具体的な内容について決定する。本人所属職場で実施し、本人を復帰後の職場環境、人間関係等に徐々に慣れさせるとともに、職場の受入体制を整える。 | 原則4～12週 | なし | 医学に関する学識経験を有する者を委員として北海道教育委員会事務局職員以外で審査等を行う。 | 復職に向けた健康診査において、職場復帰訓練は健康判定の重要な資料となる。実施状況を記載した「職場復帰訓練実施記録書」の提出を求めている。復職を判断するにあたっては、職場復帰訓練の出発状況及び各段階ごとに設定した目標の到達状況の所属長が評価を行い、8割程度の到達度を目安に審査委員が総合的に判断を行う。 | 所属長は、適宜本人との面談を行い、健康状況や勤務状況等について把握するとともに、必要に応じて主治医や家族との連絡を行う。 | 復職3か月後の本人の勤務状況、就業状況等について、所属長から報告書を出してもらうが、その後においても必要に応じて所属長は復職した職員と面談を行う。 | 原則、在籍校に戻し勤務する。その際は、校内事務で勤務分掌等の一定の配慮を行う。 |
| 2 青森県 | 精神性疾患により休職している県立学校教職員及び県費負担教職員で、主治医の了承の下、試し出勤を希望する者 | なし | 職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に試し出勤が行われるように4段階とし、当該職員の状況に応じて定める。実施場所は、原則として当該職員の所属する職場 | 原則として、4週間から8週間 | あり(公立学校共済組合負担) | 精神科専門の医師3名 | 校務の運営に支障がない程度まで病気が治まっているかどうかを確認する。 | なし | なし | なし |
| 3 岩手県 | 本市、教育機関等及び学校に勤務する教職員で、復帰訓練を希望する者 市町村立学校の教職員については、市町村教育委員会から申し出のあった者 | なし | ・訓練開始時期 復職の可否を審査する特別健康審査会の1か月程度前から実施し、職場復帰できる程度まで回復し、主治医の承認のもと本人が希望したときに、本人及び家族等と協議し所属長が決定。 ・実施場所 訓練を実施しよとする職員が所属する職場 ・実施内容 職場に慣れる訓練から始め、段階的に実際の職務に準ずる内容 訓練への支援体制 所属長は、本人の了解のもとに、家族、主治医、産業医、主任安全衛生管理者などの関係職員、機関と必要な情報提供等を行い連携して支援 | 原則として、6か月未満の病状改善中の者は2週間とし、休職中の者は4週間とし、訓練期間の延長、短縮や訓練内容の変更は所属長が決定し、中止することができる。 | 共済組合負担 ・障害保険 死亡：2,000万円 後遺障害：60～2,000万円 入院日額：7,500円 通院日額：5,000円 賠償責任保険 身体：10億円 対物：1,000万円 | 学識経験者 | ・症状が安定していて、再発のおそれがないこと。 ・仕事に対する意欲が見られること。 ・職務を行うための持続力、集中力、体力があること。 ・必要程度に、対人関係が改善されていること。 ・家庭や職場での生活リズムが確立していること。 ・再発防止のため、通院や薬などが守られること。 | 特別健康審査会の審査を経て復職した者に対して、再発防止に向けた復職支援相談を実施している。(内容) 保健師が、復職者の所属する学校を訪問し、治療状況や健康状態、その他について健康相談を実施するとともに、所属長から復職後の観察状況を確認し、必要に応じて再発防止に向けた助言指導を行っている。メールあるいは面談等により復職者の相談に保健師が随時対応している。 | 復職後1～3か月を目的に復職支援相談を実施 | 個々の状況に応じて、配置先等について配慮を行っている。 |
| 4 宮城県 | 精神性疾患により休職している者のうち、プログラムの実施を希望する者 | 受講義務はない。復職に向けた健康診査では、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。 | 4段階で行っており、1段階の最初の1週間は半日の実施で職場に慣れることを目的とし、授業参観、給食・清掃指導などを行う。 2段階の2週目は児童生徒の在籍時間帯で、1段階の内容に加え、TT方式でのT1の授業を行う。 3段階の3週目は児童生徒の在籍時間帯で2段階の内容に加え、TT方式でのT1の授業を行う。 4段階の4週間は、フルタイムで通常勤務に近い内容とし、3段階の内容に加え、単独授業を行う。 場所 所属校で実施 | 4週間を基本としている。 | 訓練中のケガ等に対応するため、傷害保険に加入している。 | ・主治医 ・健康管理医(精神科医) ・健康診査担当 | 医療行為又は勤務上の制限の必要性の有無及びその程度についての判定を行う。 | 県立学校においては、1月後、3月後、6月後、12月後の計4回の状況報告により把握。小中学校においては、毎月教育事務所による勤務状況等についての把握 | 復職後1年 | 精神又は神経に係る疾病による休職から復帰した職員の業務を支援するため、非常勤職員を配置できることとした(平成25年4月1日施行)。 |
| 5 秋田県 | 秋田県教育委員会の任命に係る公立学校の教職員で精神性疾患により休職中の者 | なし | 具体的な内容や期間は復職訓練計画にて定める。この計画は、訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会が策定し、県立学校の場合は所属長が策定する。所属長(訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会を含む。)は、復職訓練計画の実施状況を把握し、復職訓練観察記録を記入し、必要に応じて県教育委員会に報告する。 県教育委員会は、復職訓練計画の実施状況を把握するため、必要に応じて復職訓練を観察し、復職訓練観察記録を記入する。 復職訓練の場所は、訓練対象者の所属する職場である。 | 原則として4週間で3か月程度とし、所属長が策定する。 | なし | 主治医 指定医師 秋田県教職員健康審査会(特に必要と認める場合のみ) | 心身の故障のため勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないものかどうか | 所属長(復職した訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会は、復職後の訓練対象者の状況(校務分掌及び授業時間数、職場での状況、通院や服薬の状況、身体的な状況、精神的な状況、対人関係など)について、復職後3か月後及び6か月後に、復職後状況報告書により県教育委員会に報告しなければならない。 | 6か月 | 環境に配慮し、基本的には休職時の学校に復帰させる。ただし、本人の状況に応じて、配置換えを行う場合もある。 |
| 6 山形県 | 県立学校教職員及び県費負担市町村立学校教職員、県教育委員会事務局職員及び学校以外の教育機関職員で精神疾患により休職又は休職中の者 | なし | 対象者が職場復帰訓練を申し出た場合に、所属長が作成する職場復帰訓練計画に合意し、主治医の同意を得た上で、対象者の所属において実施。 職場復帰訓練は、通勤や職場に慣れることから段階的に行う。 | 休職者が4週間程度、休職中の者は2週間程度を目安とするが、対象者の状況に応じて伸縮可能。 | 傷害保険に加入 | 山形県教職員健康審査会(精神科医を含む医師8名、事務局職員2名により構成) | 主治医の診断書、所属校における経過観察、所属長の意見、本人の面接を踏まえて個別に判断する。 | 所属長は、精神疾患による長期休業の再発防止を図るため、対象者の職場復帰後サポート計画を作成し、対象者との面談や業務軽減等のサポートを行う。 対象者の職場復帰6か月後に健康管理報告書により、所属長が健康管理状況を報告。 | 6か月 | 職場環境の変化が本人の精神的な負担につながる可能性があるため、基本的には休職時の学校に休職させる。 |
| 7 福島県 | 精神科疾患に罹患したことを原因として地公法第28条第2項第1号の規定に基づき(休職)職場復帰を命ぜられた県教委任命に係る教職員(市町村立学校に勤務する県費負担教職員を含む)のうち、連続して3か月を超えて休職することが見込まれ、かつ、以下に該当する者。 ① 症状が安定していること。 ② 本人が試行勤務の返帰を希望していること。 ③ 試行勤務の実施が可能な状態であると主治医が判断していること。 | 義務ではないもの。職場復帰を目的とする趣旨を理解してもらい、原則として実施し返帰していることを見込まれ、かつ、以下に該当する者。 ① 症状が安定していること。 ② 本人が試行勤務の返帰を希望していること。 ③ 試行勤務の実施が可能な状態であると主治医が判断していること。 | 【実施内容】 職場の雰囲気慣れから始め、段階的に勤務時間及び業務量を増やし、最終的には、復職した場合の8割程度の業務、教職等については、所属長の指導監督の下、TTによる授業や学級活動等の指導を行えることを目指す。 【実施場所】 原則として対象教職員が所属する職場。 | 休職期間中に実施し、4週間を標準とする。 | なし | 福島県教職員神経・精神障がい審査委員会(精神科医及び職員1名により構成) | 複数の専門家からなる合議制の機関における判断を参考として復職の可否を決定する。 | なし | なし | なし |
| 8 茨城県 | 茨城県教職員保健管理規則に基づき、神経精神疾患により、茨城県教職員健康審査委員会の審査を経て、県教育委員会教育長から要休業・要医療の指示を受け、療養休職を取得している者及び地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職している者 | なし | 対象者が復職支援プログラム(職場復帰トレーニング)の実施を希望し、主治医、校長が了解した場合に実施する。原則として、各段階の目的に応じて、校務分掌に係る業務、作業、授業等を4段階に分けて、対象者の所属校において実施する。 | 3か月以内 | あり | 精神科医を含む医師8名 | 診断書をもとに委員会で判断 | なし | なし | 本人による希望を含め、働きやすい環境をつくるために考慮している。 |

| 都道府県 指定都市 | 1 復職支援プログラムについて | | | | 2 復職の判断について | | | 3 復職後の経過観察について | | |
|--------------|---|---|---|--------------------------|--|--|---|--|---------------------------------------|--|
| | (1)対象者 | (2)復職にあたって受講を必ず求めているか | (3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間) | (4)実施時期 | (5)受講者に対する公費による保険措置 | (1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者 | (2)復職を判断するにあたっての主な基準 | (1)復職後の経過観察の内容 | (2)復職後の経過観察の実施期間 | (3)復職後の人事配置等の配慮 |
| 9 栃木県 | ・精神神経系疾患により休職中の職員 ・精神神経系疾患により引き続き3か月以上傷病休暇で休んでいる職員 ただし、学校に勤務する職員で校長を除く教育給料表適用職員 | 訓練については、休職者等の任意であるが、趣旨を理解してもらい訓練を受けようとするよう指導している。 | 第1段階：学校に慣れる(授業参観、給食指導など) 第2段階：授業の復旧訓練(1～2時間程度の授業実施) 第3段階：授業の復旧訓練(時間割どおりの授業を実施) 第4段階：教師としての復旧訓練(授業の実施に加え、担任や校務分掌等、通常の職務を行う。) 実施場所は、職員の所属校 | 原則4週間で実施。ただし、状況に応じて延長も可能 | なし | 医師4名(精神科医など)、校長3名(小中学校2名・県立学校1名) | ・授業を滞りなく行えるかどうか ・授業以外の校務にも対応できるか ・生活のリズムが安定しているか | なし | なし | 所属していた学校に配置する。 所属長の判断により本人の状況を踏まえて校務分掌を軽減している。 |
| 10 群馬県 | 県立学校教職員、県費負担教職員で、精神疾患により病欠休職を命じられ又は病欠休職を取得しており、その期間が30日を超える教職員。または、30日以下であっても、主治医が必要と認める者、訓練の実施を希望する者、審査会で必要と認める者。 | あり | ・第1段階 1日4時間×1週間(目的:学校の雰囲気慣れる) ・第2段階 1日6時間×2週間(目的:授業参観や教材研究を行った上で、授業を実施する) ・第3段階 1日正規の勤務時間×5週間(目的:指導計画に合わせた授業を実施する、正規の勤務時間に合わせて生活リズムを作る) 実施場所:対象者の所属 | 原則8週間とし、16週間を限度とする。 | 賠償責任保険、普通傷害保険に加入 | ・精神科医師、公立学校の代表、行政医師又は産業医師等 | 職場復帰訓練が計画どおり実施できる(授業が行える等)。 | 教職員精神保健審査会への勤務状況等の報告を行う。 | 復職後3か月間 | 所属していた学校に配置する。勤務時間の軽減は行わないが、所属長は本人と面談し、業務内容・量についてめどりをとって取り組めるよう配慮する。 |
| 11 埼玉県 | 精神疾患による休職者 | なし ただし、円滑な職場復帰を目的として、対象者は全員実施している。 | 【内容】 職場に慣れることから開始し、最終的には復職後の業務とほぼ同程度の訓練を行う「職場リハビリテーション」を実施する。 【実施場所】 休職者の所属所 | 4週間程度 | あり | ・主治医 ・教職員の休職、復職等の可否を審査する「埼玉県教職員健康審査会」の医師 | 職務を滞りなく行えるかどうか | ・教職員健康審査会への状況報告 ・主治医の診断書及び所属長の観察報告書による「健康審査会」での書面審査 ・主治医・家族等との連携 所属長等による経過観察を行い、必要に応じて主治医・家族と連絡を取り合う。 | 教職員の健康状態について、医学的診断に基づいた、個別の必要な期間の必要期間 | 管理職は復職者とのコミュニケーションを図る必要がないが、人間関係の醸成を図る |
| 12 千葉県 | 県立学校職員(単労を除く)及び県費負担職員の中で精神疾患により休職している者 | なし | 原則6か月以内の職場復帰支援プログラムを作成し、学校等において職場リハビリテーションを行う。 | 原則6か月以内(延長可) | 傷害保険加入 | 千葉県公立学校教職員健康審査委員会(精神科医) | 明確な基準は設けていないが、「フルタイム勤務を1か月程度継続できること。また、教諭の場合は単独で授業を実施することができること」を応の目安としている。 | ・校内受入態勢の整備 ・復職後の様子定期的に観察し、症状の再発や新たな問題の有無を確認する。 | 随時(特定期間は定めていない) | なし |
| 13 東京都 | 東京都公立学校教職員 | なし | 【内容】 職場(職場の雰囲気慣れる。):週3日、半日程度。文書作成補助、パソコン練習、図書管理・整理等 第2段階(教職を視野に入れる。):週3～5日、半日程度以上。分掌補助、指導案作成、授業参観、給食・清掃指導等 第3段階(教壇に立つ。):週5日、ほぼ全日。授業参観、給食・清掃指導、担当教科の指導、管理職の指導下での授業実施等 【実施場所】 対象者の所属学校 | 原則として、3か月 | 公費による傷害保険の加入 | 休職期間が満了すれば復職する。 休職期間の途中で復職する場合は主治医や指定医師の診断を踏まえ、東京都教育委員会が判断する。 | 勤務に耐えうるかどうかを主治医の診断書や校長の意見等から総合的に判断する。 | 復職アドバイザーの所属学校への訪問 | なし | ・復職時は所属していた学校に配置するが、人事異動時期において、本人の状況等を鑑み、人事配置している。 ・医師の診断に基づいて、職員の健康回復又は職場適応訓練等のため、一定期間、勤務の軽減措置が必要と認められる場合、職員の健康管理という観点から、正規の勤務時間の一部について、職務専念義務を免除する。(都立学校教職員に限る。区市町村立学校教職員は各区市町村教育委員会の取扱いによる。) |
| 14 神奈川県 | 県立学校に勤務する職員及び県費負担職員のうち、心身の故障により休職中の職員で、これを行うことを申し出た者 | なし | ・心身の故障により休職中の職員の円滑な復職を図るため、治療の一環として、所属する職場において職場復帰のためのリハビリテーションを行う。 ・職場リハビリテーションの期間は、3か月以内の期間で、主治医の意見に基づき、職員が申し出た期間とする。 ・職場リハビリテーションの実施及びその内容は、主治医と協議のうえ、校長が決定する。 | 3か月以内 | ・希望者は、職場リハビリテーション実施中の事故及び自宅リハビリテーション実施場所との往復中の事故を補償の対象とした傷害保険に加入することができる(平成26年5月12日から保険適用) | 健康審査委員会4名(精神科医) 主治医 主治医以外の医師1名 | 一般疾患については、主に傷病の回復状況 精神疾患については、回復状況のほか本人の意欲・業務適性等を総合的に勘案し判断 | 健康審査会において決定した措置状況に応じて、定期的に療養経過報告書、診断書、勤務適応状況報告書等を所属長を経由して提出させる。 | 健康審査会において普通通の措置判断が下されるまでの期間 | 復職にあたり、健康審査会が勤務軽減等の措置を行っている。 |
| 15 新潟県 | 【対象職員】 県立学校教職員 【対象内容】 ・休職の発令を受けている教職員 ・3月以上おたり病欠休職を取得し又は取得を予定している教職員 ・所属長が支援を必要と認めた教職員 【受講条件】 ・病状が安定している。 ・職場復帰に意欲があり、試し出勤の実施を希望している。 ・主治医が可能であると判断している。 | なし | 【試し出勤の実施場所】 県立学校の在籍所属 【試し出勤の実施用務例(教諭の場合)】 ・第1段階…職場の雰囲気に慣れる。(週2日・2時間程度) ・第2段階…職場・仕事の内容に慣れる。(週3日・3～4時間) ・第3段階…児童・生徒とのふれあいに慣れる。(毎日・3～6時間) ・第4段階…職場復帰に向けて具体的な準備を行う。(毎日・4時間～正規の勤務時間) | 試し出勤の実施期間は原則として4週間以内 | 試し出勤者は傷害保険に加入 | 医師(2名) | 医師の診断書 | 復職後、保健師の学校訪問や電話等により、状況を把握している。 | 状況により個別に判断 | 状況により、個別に判断する。 |
| 16 富山県 | - | - | 「職場復帰のための手引き」作成中 | - | - | - | ・復職のための「試し出勤」の状況 ・授業参観、面談 ・医師の診断(2名) ・校長の所見 ・市町村教委の所見 | なし | なし | 個々の状況に応じて必要な配慮をしている。 |

| 都道府県 指定都市 | 1 復職支援プログラムについて | | | 2 復職の判断について | | | 3 復職後の経過観察について | | | |
|--------------|---|--------------------------------|--|---|---|--|---|--|---------------------------------------|--|
| | (1)対象者 | (2)復職にあたって受講を必ず求めているか | (3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間) | (4)実施時期 | (5)受講者に対する公費による保険措置 | (1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を行う担当者 | (2)復職を判断するにあたっての主な基準 | (1)復職後の経過観察の内容 | (2)復職後の経過観察の実施期間 | (3)復職後の人事配置等の配慮 |
| 17 石川県 | 県立学校(大学を除く)の校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員並びに県費負担教職員として、精神疾患により休職中の者 | なし | 休職したまま所属する学校において職務に関するリハビリテーションを行い、スムーズに職場復帰を果たすための支援を行うもので、短時間で負担の少ない内容から段階的に通常勤務に近づけていく。最終段階では通常勤務と同様の負荷をかけた訓練内容とする。 訓練の実施計画は、所属長が主治医の指導を受けて作成するものとし、訓練の指導・監督は、所属長が行い、訓練の場所は、対象職員の所属校等とする。 | 1ヶ月間とするが、特に必要があるときは、3月間の範囲内で期間を設定又は延長できる。 | 訓練期間中 の対象職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 ※死亡・後遺障害・入院・通院 | 「石川県公立学校教職員健康安全管理審査会」の委員である医師3名 | ・勤務内容は軽減するが1日の勤務時間すべて勤務可能なまでに回復しているか否か、所属長の意見、主治医による診断書の所見、審査会担当医による診断書の所見をともに、審査委員の合議により決定する。 | 復職後1年以内にあっては6か月ごとに、復職後1年を経過後は1年ごと、D2の判定を受けている者については、勤務状況に格段の変化が生じた場合に、所属長の観察報告書(復職後1年を経過後はB1又はC1の判定を受けている者に限る。)及び審査委員医師の観察報告書(復職後1年を経過後はB2、C2又はD2の判定を受けている者に限る。)を審査会に提出し、その判定に応じて必要な措置を行う。 | 該当者の判定区分がD3(健康)となるまでの間 | なし |
| 18 福井県 | 原則として、精神疾患により休職している職員で、主治医の同意の下に本人の意思に基づき復職プログラムを希望する者 | なし | 本人の申出、主治医の了承の上、校長は復職前の6週間分を自ら4ステップのプログラムを作成し、所属校において対象職員が徐々に復職しやすい体制を整えていく。場合によってはプログラムの中断もあり得る。 第1ステップ(職場の雰囲気になれる。)の具体例…読書、図書館の管理運営の補助など 第2ステップ(自分の職場について考える。)の具体例…図書室の管理運営の補助、文書作成補助、教科・学年単位の会議への参加、職員会議への参加など 第3ステップ(自分の職務について考える。)の具体例…担当教科の教材研究、授業参観、学級活動の補助、校長・教頭との懇談、行事への参加・補助など 第4ステップ(職場復帰のための具体的な準備)の具体例…担当教科の教材研究、指導案の作成、TTIによる授業実施、所属長の管理下で授業実施、学級活動の補助など なお、復職プログラムは下記事項に従い、実施する。 ①復職プログラムの指導・監督は、所属長が行う。 ②実施計画は、対象職員の病状の回復状況等を考慮し、所属長が作成する。 ③所属長は、復職プログラムの目的、内容、期間等について対象職員と十分打合せを行う。 ④対象職員は、復職プログラムの目的を十分理解し、その目的が達成できるように取り組む。 ⑤所属長は、対象職員、主治医および配偶者、親族等と連携を図り、復職プログラムを行う。 ⑥所属長は、所属職員に復職プログラムの実施計画を説明し、円滑な実施を図る。 | 原則として、6週間とする。ただし、特に必要のあるときは、実施期間を短縮、又は延長することができる。ただし、最長3か月とする。 | 共済組合が、対象職員を被保険者とする傷害保険に加入 ①補償対象就業中の事故、ケガのみ(通勤中を含む) ②保険金額 ・死亡・後遺障害保険金 500万円 ・入院保険金日額 3,000円 ・通院保険金日額 2,000円 | 主治医、所属長、(小)中学校の校長、市町教育委員会、健康審査委員会 | 特に基準は設定していないが、復職にあたって、1本人の復職願、主治医の診断書、3所属長の具申書、4復職プログラムの実施報告書(所属長作成)、(小)中学校の校長(市町教委の復職願申書)の書類を総合的に健康審査委員会にて審査・判定をする。その審査・判定の結果によって、教育委員会が復職を決定する。 | なし | なし | 通院障害等による休職者が復職する際、異動により勤務環境を変える必要がある場合も多い。このため、状況に応じて判断するようになっている。 |
| 19 山梨県 | 山梨県教育委員会の任命に係る教職員のうち休職中の者で、次の条件を満たした者とする。ただし、休職発令がされていない者についても、次の条件を満たせば復職できるものとする。 一 規則正しい日常生活を送ることができ復職への意欲を持っている者 二 主治医が、病状や体力等の回復状況から職場復帰を実施可能と判断した者 三 所属長が受入れ可能と判断した者 | なし | 実施場所は、対象者の元の所属とするが、元の所属に不適合等がある場合はこの限りではない。 内容は、出勤に慣れるための出勤訓練から始まり、学校、仕事、授業などに慣れ、復帰のための準備まで段階的に計画し実施する。 | 原則として2か月程度とする。 ただし、疾病発症により変更又は中止できるものとする。 | 対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入 保障内容:就業中の災害・ケガ死亡・後遺障害2,000万円・入院日額 5,000円・通院日額 3,000円 | 主治医、県教委衛生管理医 | ①本人が職場復帰に十分な意欲を持っていること ②生活リズムが確立していること ③一人で安全に通勤できること ④病状が安定して再発の恐れがないこと、また、通院や薬業などが確実に行われること ⑤業務を行うための持続力・集中力・体力があること ⑥必要な程度に対人関係が改善されていること | 学校管理職、県教委担当若及び県教委保健師が連携を図り、電話による本人の状況把握 ※必要時、衛生管理医・本人・管理職・人事担当者で面談を行う | 衛生管理医、本人、所属、人事管理担当者等との面談により個別に判断し、支援 | ・職場復帰支援プランに基づき対象者を支援すること ・必要時、衛生管理医・本人・管理職・人事担当者で面談を行う ・就業上の配慮が必要な場合は、「職場復帰及び就業上の配慮に関する情報提供書」を衛生管理医が作成(就業短縮の場合の期間は3か月) |
| 20 長野県 | 県教育委員会事務局、教育機関、学校、特別支援学校の職員、小中学校の職員で市町村教育委員会から依頼を受けた職員 | なし | ①集団リハビリテーション 県庁内 -集団精神療法(リラクゼーション・生活技能訓練等) -模擬授業 ②職場リハビリテーション 在籍する所属(校) -授業参観、清掃指導等、学習指導案づくり -授業の実施 -時間どおりの授業実施 -授業の他に校務分掌等時間どおりの職務の実施 | ①8回 ②6週間 | なし | 教職員健康診査委員会である精神科医師3名 | ①病状及び職務能力が職場復帰するに達した状態に相当に回復しているか ②職場復帰に向けて意欲十分か ③復職後、身体的に他の教職員と遜色なく勤務できるか ④自分が精神神経系疾患に罹患したことを前向きに捉え今後の職務に活かしているか ⑤ストレスに対して対処できるか ⑥職場の受入れ体制が整備されているか | 3か月に1回、所属長が現状報告を提出し、健康審査会で審査を行っている(小、中学校は除く。) | なし | 所属長が主治医と連携し、本人の職務軽減を図っている。 |
| 21 岐阜県 | 精神疾患等(精神疾患又は一般疾病(機能障害が残るものに限る)により休職している職員 | なし(復職審査の結果は復職結果を提出し、必要となる。) | ・実施内容:第1~5段階に分けて段階的に実施期間、プログラム内容を充実させていき、復職後の職務に慣らしていくもの。 ・実施場所:対象職員が所属する職場 | 2か月以上(40日間以上) | あり(教職員互助組合事業により傷害保険料を負担) | 岐阜県教職員保健審査会の第2部会(精神・神経系疾患担当)の委員の精神科医師3名、または第3部会(機能障害の残る一般疾病担当)委員である医師(専門医)2名 | 保健審査会第2部会(精神・神経系疾患担当)での審査は、審査委員(精神科医師)3名により対象者の事前診察を実施し、審査会で診察を行った者の審議による。 第3部会(機能障害の残る一般疾病担当)は審査会での審議による。 | ①四半期ごとに所属長から経過報告書を出す ②復職後、健康相談を実施 ③①、②と小・中学校を除く。 | 職員の状態に応じて、必要な期間 | なし |
| 22 静岡県 | 県立学校教職員、市町立学校教職員、特別支援学校の職員(指定意旨は除く)並びに県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する教職員。主治医から指示された場合は、90日未満の承認であったも訓練を行うことができる。 | 90日以上(特別支援学校の職員を除く)の休職中の者 | 職場復帰訓練(訓練対象職員に在籍する学校) | ・過去5年以内に精神的な疾患により休職した者は、4週間 ・特別休暇及び休職の期間を連算して181日未満の者は、2週間 ・特別休暇及び休職の期間を連算して181日以上の者は、4週間 | 対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 死亡1,500万円、後遺障害1,500万円 入院日額5,000円、通院日額3,000円 | 健康審査委員会(精神科医師) | 授業を滞りなく行えるかどうか | 保健師の支援事業として、職場復帰後1月程度経過した時期に、職務軽減措置などを実施している。 | なし | なし |
| 23 愛知県 | 精神疾患による休職中の者で、その病状が安定し、プログラムを希望する教職員 | なし ※プログラムの結果は復職審査上で参考資料とする。 | 内容:対象教職員が休職前に従事していた職務を考慮したものの実施場所:対象教職員が所属する公立学校 | 原則3か月以内であるが、県教育委員会が、特に必要と認められた場合は、認められた期間が終了する期日まで実施を継続することができる。 | あり(傷害保険) | 県教育委員会が委嘱した医師(精神科) | 本人、家族、管理職との面談で、疾病の回復への経過、復職への不安や再発に対する予防策、家族としての支援、学校内の環境調整や復職後の支援体制等について確認した上で、学校現場において教職員として7時間45分勤務が可能な状態にあるかの医学的判断 | ①復職後3か月は、後援計画として必要に応じ職務軽減措置などを実施する。 ②1日2時間の時間単位の療養休暇による勤務を越えないう範囲でその場において教職員として7時間45分勤務が可能な状態にあるときは3か月までの延長が可能。 | ①3か月 ②3か月(さらに必要と判断される場合は3か月の延長が可能) | なし |

| 都道府県 指定都市 | 1 復職支援プログラムについて | | | 2 復職の判断について | | | 3 復職後の経過観察について | | | |
|--------------|---|------------------------------|---|--|---------------------------------------|---|---|---|-----------------------------------|---|
| | (1)対象者 | (2)復職にあたって受講を必ず求めるか 本人の希望 | (3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間) | (4)実施時期 | (5)受講者に対する公費による保険措置 | (1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者 | (2)復職を判断するにあたっての主な基準 | (1)復職後の経過観察の内容 | (2)復職後の経過観察の実施期間 | (3)復職後の人事配置等の配慮 |
| 24 三重県 | ①休職者 ②3か月以上の休職者 | ①②共通: 本人の希望 | ①②共通 ・休職を踏んで実施 第1段階:生活リズムを整える(週3日、2～3時間) 文書作成補助、図書管理や整理など 第2段階:職場の雰囲気慣れる時期(週3～5日、4時間)補助的作業(文書作成、図書管理や整理、指導案作成、授業参観など) 第3段階:職務を視野に入れた時期(毎日、4～8時間) 授業参観、給食、担当教科の研修など ・実施場所:所属校 | ①原則、30日以内 ②原則、10日以内 | ①②共通:なし | 専門医委員(精神科医)、専門医以外の委員(県立学校長代表、中学校長代表、小学校長代表) | ・審査会の答申決議は、原則として全員一致とする。 ・ただし、意見が分かれる場合は、多数の意見をもって審査会の答申とする。 | ①復職1か月、3か月、12か月後の報告を学校長から受けるようにしている。 ②なし | ①12か月 ②なし | ・原則、所属していた学校へ配属される。 ・職場復帰するにあたり、復職後1か月間(状況により必要と認められる場合は、最大3か月まで延長可能)勤務軽減制度を利用することができる。 |
| 25 滋賀県 | 県立学校、県教育委員会事務局および県教育機関に勤務する教職員(市町立学校に勤務する県費負担教職員については各市町教育委員会が所管しているため、実施内容等は把握していない。) | なし | ①療養中のケア:主治医との協議 ②試し出勤の実施 ・所属長は対象職員の療養期間、職種、担当業務および職場の状況等を総合的に勘案し、「試し出勤実施計画書」を作成し、実施する。 ・試し出勤実施後は主治医による職場復帰可否判断を行い、その後、産業医(精神科)との面談を行う。 ③復職支援調整会の開催 ④復職後の相談 | ①休職中(復職予定の1～2か月前) ③復職直前 ④復職後 | ②のみ公費により傷害保険に加入する。 | 医師2名 医師2名の診断 | ・勤務軽減措置 ・相談事業 | ・勤務軽減措置 休職期間満了日の翌日から起算して2週間を超えない範囲内。ただし、産後が特に必要と認められる場合は2週間を超えない範囲内で延長することができる。 ・相談事業 本人の希望に応じて必要と認める間 | なし | 特記事項なし |
| 26 京都府 | 「精神及び行動の障害」による休職を命じられた府立学校教職員及び府費負担教職員で次のすべてに該当する場合であって、教育長が適当と認めた場合 ①規則的な日常生活を送ることができる程度に病状が安定していること。 ②対象教職員自身が職場復帰に意欲を持ち、ならし勤務の実施を希望していること。 ③主治医が職場でのならし勤務の実施が可能な状態であると判断していること。 | なし | 開始当初は、自宅と職場を往復すること自体が、対象教職員にとって負担となるため、まず、通勤に慣れることから始め、軽めの作業を短時間行うことで職場に慣れることを目的とする。 その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れていくとともに、作業の質、量についても徐々にレベルを上げていき、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるよう計画する。 | 3か月の範囲内 ただし、必要と認められる場合は期間を延長 | ならし勤務中の災害等を保証する保険制度に、府の負担で加入することができる。 | ・医師2名(うち、1名は国立病院等に勤務する者) ・京都府公立学校教職員疾病専門家会議(医師・行政職員で構成) | ・疲労意欲があること ・所在の勤務時間における勤務が可能な状態であり、毎日、確実に出勤できること | 校長は、対象教職員の職場復帰が決定した場合には、職場復帰後の支援計画書を作成し、教育長に報告する。 また、必要に応じて職場復帰支援チームの精神科医から、対象教職員とともに助言指導を受けすることができる。 | なし | 学校に復職した教職員に対し、復職した日から次の長期休業日の前日まで非常勤講師等を措置する(4か月限度、長期休業日は措置しない)。 |
| 27 大阪府 | 精神疾患により休職している府立学校に勤務する教職員及び府費負担教職員(政令市及び豊能地区を除く)とする。ただし、過去に参加実績のある者は、2回目以降の参加を不可とする。 | なし | 公立学校共済組合近畿中央病院に委託して職場復帰訓練を実施。 訓練は、年間3クールを実施(1期当たり21回訓練回数) | ①5月～7月 ②8月～10月 ③12月～2月 | なし | 医師2名 医師2名の診断 | 健康管理審査会で審査 | 精神疾患により休職していた教員に対して、校長が職務遂行状況の把握と復職後の状況を主治医から聞き取りを行い、教育委員会に報告するものとしている。 | 1か月 | 所属していた学校に配置する。 連続90日を超えて病気休暇または休職している教員が復職する際、学校事情を勘案の上、復職後2週間を限度として、課業期間について非常勤職員を措置する。 |
| 28 兵庫県 | ①及び②県立学校教職員及び県費負担教職員で病気休暇・休職者 ③病気休暇等から復職した県立学校教職員及び県費負担教職員 | なし | ①公立学校共済組合近畿中央病院で専門家チームによる集団精神療法、模倣授業、各種グループワークを実施 ②公立学校共済組合近畿中央病院の専門家チームが県内2ヶ所を巡回し、集団療法、精神健康チェック、各種グループワーク、必要に応じて個別面談を実施 ③公立学校共済組合近畿中央病院において専門家チームによる集団精神療法や精神健康チェックを実施 | ①第1期(8月下旬～11月上旬) ②第2期(11月下旬～2月下旬) ③5月中旬～7月上旬 ④4月下旬～7月中旬 | なし(任意で(伊)学校厚生会「職場復帰助成」事業に加入) | 精神科医3名 ・医師2名(うち1名は国立または公立の病院または、これと同等と認める医療機関に勤務する医師)の診断書と校長の副申書により、病気休暇取得前の状況まで快復しているかをケースごとに確認し、復職を判断する。 | 健康管理審査会で審査 | 復職1か月後、2か月後、3か月後、6か月後 | 所属していた学校に配置する。 | |
| 29 奈良県 | 精神疾患による休職期間が1年を超え、復職の意思を示すとともに復帰訓練を希望する者 | なし | ・所属長及び主治医の意見を聴いてその内容を定め、休職者自らの願い出によりその所属する学校において所属長の指導のもとで行う。 ・学校へ足を運ばせる。 ・管理職・同僚とのコミュニケーションを図る。 ・事務処理に慣れるために簡単な文書を作成したり、校務分掌上の仕事をさせる。 ・児童生徒とのコミュニケーションを図るとともに、生徒指導力の回復を図る。 ・教科指導力の回復のため、指導計画を立て授業を実施する(単独では授業をさせない。) | 3か月 | なし | 奈良県教員メンタルヘルズ委員会 ・精神疾患に関する専門的知識を有する者 ・その他教育者が適当と認める者 | 医師の診断書、なお復職訓練を実施した場合は、観察記録等も参考にする。 | なし | なし | なし |
| 30 和歌山県 | 和歌山県教職員健康審査会において、確認作業の指導区分判定を受けた者 | あり | 勤務校において、段階的に授業参観、事務作業、会議への出席、教材研究等が本人と校長、市町村教育委員会が相談し、内容を決定している。 | 原則として、4週間 | あり(互助会負担) | ・精神科医3名(内1名は保健所医) ・内科医1名 | 復職審査(審査会1)→主治医の意見(通院状況、現症、診断、処方内容) 本人及び管理職との面談(コミュニケーション力、社会性等)、1か月の確認作業の実施 復職審査(審査会2)→面接復職審査(審査会3)→学校長の報告書(校長の観察記録、本人の行動日誌) 審査会1、2を含めた総合判断 | 校長が、勤務校における勤務状況全般について観察するとともに、左記審査会で審査 | 特に期間は政令により個別に決定している。 | なし |
| 31 鳥取県 | 県教育委員会事務局職員、県立学校教職員及び県費負担教職員のうち精神疾患による休職者 | あり | 所属長が開催する復職支援検討会(主治医、本人、所属長、教育委員会担当者が参加)により個別に訓練計画を作成。訓練は徐々に内容(量・質とも)を増やし無理のないよう進める。 本人の職場で実施 | 原則4週間 | あり(公費) | 医師 | 以下の報告を基に、健康管理審査会にて決定 ・診断書 ・健康管理区分変更申請書 ・本人面接審査 ・職場復帰訓練終了報告書等 | 校長が勤務校における勤務状況全般について、経過審査管理審査会において経過審査を行う。 | 特に期間は政令により個別に決定している。 | 現任校での復職を原則とする。 |
| 32 島根県 | 島根県教育委員会が任命する教育職員及び県教育委員会事務局職員等であって心の問題により休職等の者 | なし | ・実施場所:原則として対象者の所属所 ・実施内容:職場復帰後の職務内容に準拠して、段階的に訓練を行う。 ＜支援プログラムの手順とポイント＞ I 支援プログラムの計画立案: ・本人が職場へ出かけるという行為を、日常的にできること。 II 管理監督者は、本人と話し合い、実施計画を立てる。 ①職場の状況を把握する。 ②状況をみながら判断する。 ③教職員との関わりをもつ。 ④児童生徒との関わりをもつ。 ⑤授業を行うための準備をする等 III 支援プログラムの見直し ・実施内容等については、本人の意見を反映し、悪化防止への配慮を行うこと。 | 実施期間:原則3か月以内とする。 ただし、病状の変更に(短縮、延長)を行うことができる。 | あり(互助会負担) | 精神科を専門とする医師 児童・生徒に直接的な教育指導や円滑な学級経営ができるか | 所属長は職場復帰後の病状を確認し、職務上の配慮等により再発予防を行う。 専門カウンセラー(精神科医師)、保健師による随時相談(電話・メール・面接等)、臨床心理士による相談等によるフォローを行っている。 | なし | 主治医等の意見を踏まえ、所属長が本人と確認しながら負担軽減を図る。 | |

| 都道府県 指定都市 | 1 復職支援プログラムについて | | 2 復職の判断について | | 3 復職後の経過観察について | | | | | |
|--------------|--|--|---|--|---|---|---|---|--|--|
| | (1)対象者 | (2) 復職にあたって受講を必ず求めているか | (3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその活動時間) | (4)実施時期 | (5)受講者に対する公費による保険措置 | (1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者 | (2)復職を判断するにあたっての主な基準 | (1)復職後の経過観察の内容 | (2)復職後の経過観察の実施期間 | (3)復職後の人事配置等の配慮 |
| 33 岡山県 | 岡山県教職員健康診断審査委員会において、精神疾患等により休職していると判定された者 | 原則として、対象者全員実施 | 補助的作業、指導案の作成、授業参観、給食清掃指導、授業実施等 ・所属長と対象者及び主治医とで十分協議し、復職プログラム計画を作成する。また、精神科医・臨床心理士からなるメンタルヘルズ部会において、本人と所属長を含めて面接を行い、各個人の状況に応じた計画を作成する。 ・実施場所については、原則所属で行う。 | 原則 4 週間 (実施期間の上限は3か月) | あり 普通傷害保険 補償内容：死亡・後遺障害 2,000万円 ・賠償責任保険 補償内容：対人 1名1億円、1事故6億円 対物 1事故 100万円、免責なし | 岡山県教職員健康診断審査委員会 ・保健所長 ・精神保健福祉センター長 ・医師 | 岡山県教職員健康診断審査委員会が「復職（勤務を休む必要がある）以外と判定されるもの（本人面接、委員による事前診察、復職診断書等により判定） | 復職後、所属長が対象者及び関係者と面接等を実施し、復職後状況報告書を作成する。メンタルヘルズ部会は、その報告書により状況を把握し、指導助言を行う。 | 原則として、復職日から換算して6か月経過後まで | 人事配置の配慮はないが、健康診断審査委員会の助言を受け、復職後、しばらくの間、業務負担軽減等について、学校長へ依頼している。 |
| 34 広島県 | 精神疾患による病欠休職者 | あり | ①休職開始時及びその後3か月ごとに状況を把握し、必要に応じて、助言等を行う。 ②復職しようとする場合、原則として、所属校で試験的勤務を実施する。 | ①については休職期間中 ②については1か月程度 | あり | 一般審査会の委員は、内科、外科、整形外科などの専門医師5名を委嘱する。精神科の専門医師6名を委嘱する。 | 主治医の診断書、所属校で試験的勤務の状況、本人及びその管理者の面談に個別に判断する。 | 校務分掌の軽減や相対体制の整備等を図るとともに、面接等により復職後の1か月間の状況を把握する。 | 1か月 | 本人の健康状態に応じて、個別に検討する。 |
| 35 山口県 | 県教育委員会が任命する職員のうち、精神・神経系疾患のため休職を命じた者又は病欠休職の承認を受けた者 | なし | 職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム ・休職(病欠)中の1か月程度 ・実施場所は当該者の勤務先 ・プログラムは、状況に応じて段階的に実施し、最終段階では通常の勤務と同じレベルに到達することを旨とする。 | 1か月程度 | 復職プログラム実施中は保険措置あり | 医師2名(1名は国立若しくは公立機関の医師) | 一日の通常業務を滞りなく行えるかどうか | 所属校が面接等により状況を把握するとともに、所属校と県教育委員会に報告する。 | 復職から3か月及び6か月経過後 | 原則、在籍校に就任し、その際には、校内事務で校務分掌等の一定の配慮を行う。 |
| 36 徳島県 | 精神性疾患により病欠休職中(連続30日以上)又は病欠休職中で病状が安定し、職務復帰を希望する教職員 | なし(希望制) | 所属校(勤務場所)において、当該休職者の病状の内容、休職等の期間、担当業務及び職場の状況等を総合的に勘案し、所属長が当該休職者等及び主治医と協議して定める。 | 1か月。なお、当該プログラムの実施状況から必要と認められる場合は期間を延長することができる。 | 傷害保険に、自己負担で加入すること。 | 教育委員会関係課長3名に加え、医師5名(精神科、心療内科、産業医、臨床心理士1名で復職審査会を構成する。 | 特に基準を設けていないが、復職後プログラムの結果、本人及びその管理者の面談により、復職審査委員会(医師5名、臨床心理士1名、教育委員会3名)が復職について議事を行い、出席委員の過半数をもって決し、可否の可否は委員が決定する。 | 復職後の勤務状況全般を校長が観察し、1週間ごとの本人の状況、2週間ごとの受入状況、3所属長の意見等を記した報告書を市町村教育委員会に提出する。 | 休職からの復職については、3か月後 | なし |
| 37 香川県 | 県教育委員会の任命に係る教諭、実業教諭、栄養教諭、講師、実習指導員及び非常勤職員(再任用職員、指導員(再任用職員、指導員を除く。))のうち、地方公務員法第28条第2項第1号に該当し休職している教員 | 義務ではないが円滑な職場復帰及び復職に向けた健康審査における重要な資料となるため、原則として実施することとする。 | ・休職者が復職前にその職務についてウォーミングアップする ・原則として、4週間とし、休職者が所属する学校において行う。 | 原則として、6週間 (H27.1月～) | 県教育委員会が「普通傷害保険及び施設賠償責任保険」に加入している。 | 教育委員会の諮問に応じ、「香川県教職員健康審査会」において、教職員の精神疾患に係る健康状況について審査し、答申する。 この審査会は、精神科医師である委員4名で構成される。 | 職場復帰支援プログラム中の勤務状況に関する校長の意見や主治医等の医師の診断結果を踏まえ、業務遂行の可否を総合的に判断する。 | 復職後3か月ごとに、本人からの「健康状況報告書」に所属長の意見を添えて提出を求めている。 | 復職後、約9か月後まで | 本人にとって勤務校を変えたほうが良い場合には、人事配置を配慮している。 |
| 38 愛媛県 | 精神疾患により休職している公立学校教職員 | なし | ①休職者及び主治医の同意を得てシステムを運用 ②教職員復職サポートチーム(休職者及び所属職場の支障)と学校復職支援班(休職者の職場復帰の支援)が連携しながら、休職中から復職後の継続した支援を実施 ③復職前、休職者の不安軽減を目的にリハビリ活動を所属校で1か月実施 ④復職後、対象者の負担軽減を目的に「復職サポート職員(非常勤職員)」を1か月設置 ※サポートチーム構成員：産業医、精神科医、臨床心理士及び保健師 | 必要な期間 (リハビリ活動は原則1か月(4週間)) | リハビリ活動中の傷害保険料を公費で負担 | 主治医 産業医 精神科産業医 精神科臨床心理士 | 回復の程度 主治医の意見 本人の意思 | 復職した3か月後及び6か月後、所属長がサポートチームに復職者の状況を報告する。 サポートチーム構成員が、必要に応じて本人等と面談する。 | 必要な期間 | 所属していた学校に配置する。 なお、精神疾患により休職した教職員の職場復帰を支援する者(復職サポート職員)を県立学校に配置し、又は市町(組合)立学校に派遣することとしている。 |
| 39 高知県 | 精神疾患を原因とする休職又は病欠休職(引き続き120日を超え、円滑な職場復帰を目的として支援を行うものではない。)から復職しようとする教職員 | なし | ①流れ ・本人からの願出に基づき、学校長経由で県教育長への必要書類の提出があった上で実施許可となった場合、実施計画書に沿って所属校で実施する。 ・健康対策委員会(本人と面談を行い、復職にあたっての留意事項等をアドバイスするとともに復職可否について県教育長に意見具申する。) ②内容 第1ステップ[学校内の雰囲気慣れる(半日程度)] 第2ステップ[学校生活に适应する(児童生徒の在籍している時間帯)] 第3ステップ[平常の勤務に慣れる(児童生徒の在籍している時間帯)] 第4ステップ[担当校務を全てこなす(正規の勤務時間帯)] | 原則4週間 (ただし、心の健康対策委員会が必要と認められた場合は変更できる。) | あり 通勤を含む傷害保険に加入することとし県教育委員会が負担する。 | 「高知県公立学校教職員心の健康対策委員会」の委員 ○公立学校教職員心の疾患(主として精神疾患)に関することについて審査を依頼し、意見を求めることに設置 ○委員は、医師・学歴経験者有する者及び高知県公立学校教職員の中から教育長が委嘱 | 「高知県公立学校教職員心の健康対策委員会」からの健康 ○職場復帰サポートシステム実施時に上記委員会委員(医師を含む3名)により面談を行い、対象者の復帰の可否に関する意見具申する。 | 校長は勤務状況を把握し、適切な支援を行う。また、県教育長が必要と認める場合は、勤務状況報告書を県教育長へ提出する。 | 随時 | なし |
| 40 福岡県 | 精神神経系疾患により休職者 | あり | ・休職者の所属長が主治医・休職者及びその家族等と訓練実施時期や訓練内容等を十分協議し訓練実施計画書を作成する。 ・実施場所は当該所属校で行う。 ・実施時期を4つ程度に区分し段階的に訓練を行う。 | 4週間程度 (必要と認めるときは4週間以上8週間以内の期間で実施することができる。) | あり 職場復帰訓練中の事故等に対する補償のため傷害保険に加入。 | 福岡県教職員身体検査審査委員会 (福岡県教職員身体検査審査委員会により「学歴経験者」、「学校医」、「その他教育委員会において必要と認められた者」から任命又は委嘱することになっている。精神神経系疾患に関する事項については、現在は精神科医4名で構成している。) | 職員の状況に合わせ、個別・具体的に判断を行うため、復職を判断する基準を設けていない。 | なし | なし | なし |
| 41 佐賀県 | 精神神経科疾患により休職している教職員又は一般疾病により休職している教職員のうち後遺症等が残っている者 | あり。訓練の状況は審査委員会の判断の参考資料となる。 | 「佐賀県教育関係職員の休職に係る保健管理要綱」に基づき、所属校で段階的な復職訓練を実施 ・本人の希望に基づき、審査委員会面接を行い、その結果を訓練することに支障がないと認められた後に実施 ・所属長は段階的な復職訓練計画を本人と協議し作成。訓練の実施に当たっては主治医と連絡を取り、計画の調整が必要な場合は指導を得る。 ＜プログラム例＞ 第一段階 職場に慣れる時期 3～4時間 第二段階 教職を視野に入れた時期 4時間～フルタイム 第三段階 教職に立つ時期 フルタイム | 2か月程度 | 職場復帰支援に係る「復職訓練」中の傷害保険がある。この保険の掛け金は、佐賀県教育委員会が負担している。 | 主治医 嘱託精神科医(審査委員) | ・意欲が十分あるかどうか ・通勤時間帯に安全に通勤できるかどうか ・アルバイトの勤務ができる体があるかどうか ・業務に必要な作業ができるかどうか ・疲労が翌日までに回復するかどうか ・授業を滞りなく行えるかどうか | 復職後、2週間の勤務状況は報告書の提出も3か月ごとに病状や就労状況を把握している。 | 復職後の経過観察は、3か月ごとに1年以上経過観察している。また、職員の病状により経過観察期間の長短は異なる。 | ・所属していた学校に配置する ・復職後は「管理区分」をB1「勤務の制限を加える」必要があり、定期的な医師の医療行為を受ける必要があると規定し、所属長に連絡している。 通常、復職後1年間はB1管理とし、その後は病状に応じて勤務軽減を段階的に解除している。 ・復職する小学校教諭に対しては、「復職補助教員」を復職した日から2週間任用している。 |

| 都道府県 指定都市 | 1 復職支援プログラムについて | | | | 2 復職の判断について | | | 3 復職後の経過観察について | | |
|--------------|---|-----------------------|---|---|--|--|--|---|--|---|
| | (1)対象者 | (2)復職にあたって受講を必ず求めているか | (3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間) | (4)実施時期 | (5)受講者に対する公費による保険措置 | (1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査者を担当する者 | (2)復職を判断するにあたっての主な基準 | (1)復職後の経過観察の内容 | (2)復職後の経過観察の実施期間 | (3)復職後の人事配置等の配慮 |
| 42 長崎県 | 復職審査会に諮る精神疾患で休職中の教職員で、復職訓練の実施に同意し、かつ主治医の同意を得た者 | なし | 在籍校の校長が、学校における復職訓練の内容について、該当職員との面談を十分に行之、主治医と相談して計画する。 (訓練内容例:教諭) ①第一段階(授業参観・指導案作成等)2~4時間 ②第二段階(授業参観・給食指導に参加等)4~6時間 ③第三段階(授業実践・校務分掌補助等)6~8時間 ④第四段階(担任職務補助等)通常の勤務時間 | 6週間から2か月の程度 | なし | 医師 | ○疾病改善度、再発の可能性、服薬、通院等の必要性等の状況を検討した上で、職務遂行が可能であると、訓練内容に耐えうることができ、職場復帰に向けての意欲が見られること。 ○復職後、家族の支援等が得られる状況にあること。 ○生徒指導上の対応、教科等の授業の指導ができること。 ○教職員、保護者等との人間関係を確立できること。 | 学校における支援を継続的に行うよう通知するとともに、学校訪問など機会をとらえて経過観察を続けている。 | なし | 復職者の在籍する学校に対する人的配置等は特段行っていないが、本人の異動に対しては、以下のような配慮を行っている。 ○転勤の負担が少ないよう、復職後すぐの異動は極力避ける。 ○その後、異動する際は、主治医等の意見を参考に、可能な範囲で、学校規模、通勤距離等、異動先を配慮する。 |
| 43 熊本県 | 熊本県教育委員会の任命に係る職員のうち精神神経系疾患等により休職中の者 | なし | 所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を逐次、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。 | 4週間 | なし | 医師を委員とした健康審査会 | 医学的にみて、職務に対する健康上の適否 | なし | なし | 精神性疾患により休職した職員の再着任を職場復帰を促すため、勤務の軽減を図ることを目的とした復職支援休暇を設けている。 |
| 44 大分県 | 精神疾患により休職を命じられた教職員 | あり | 精神科医4名で構成された健康診断審議会において、以下の日程で丁寧に審査し復職に向けての支援を行っている。 ①復職希望の書類審査(健康診断審議会) ②面接(健康診断審議会) ③復職訓練1月目・・・短時間の勤務から始める(各学校において計画している)。 ④復職訓練2月目・・・通常勤務、授業観察、授業実施(TT) ⑤復職訓練3月目・・・授業実施(主担当)、分掌業務担当 復職最終審議(健康診断審議会) ※3か月の復職訓練で足りない場合は延長したり、きちんと勤務できない時には再度休職に戻し療養させる場合もある。 | 支援期間は、3か月の復職訓練を含み5か月以内 | なし | 健康診断審議会を構成する精神科医4名 | ・復職準備期間中の面接からの快復度合い ・教員としての職務に耐えうる状態まで回復しているか | ・このころコンシェルジュ(本年度7名設置)の学校訪問時の個人面談 ・教育人事課から校長への経過観察依頼 ・福利課保健師による健康診断時の個人面談 以上のような対応によりケアしている。 | 特に設定はしていないが、学校訪問の際には、管理職へ様子を聞くようにしている。 | なし |
| 45 宮崎県 | 宮崎県教育委員会の任命に係る職員(精神性疾患により休職中の者) | あり | 原則として4週間とし、目的に応じた4段階で実施 第1段階 学校の雰囲気慣れる。 第2段階 仕事の内容に慣れる。 第3段階 授業に慣れる(教諭の場合)。 第4段階 職場復帰に向けて具体的な準備を行う。実施場所は休職者の所属校 | 原則4週間 | あり 普通傷害保険対象者が職場復帰トレーニング実施中及びその通勤路上に事故にあった場合の補償 賠償責任保険対象者が、職場復帰トレーニング実施中に第三者の身体及び財産に損害を与えた場合の補償 | 医師を委員とした疾病審査会 | ・主治医の診断 ・復職支援プログラムの実施状況 ・精神疾患となった要因の欠如 | ・表情や行動が安定しているか。 ・意欲をもって勤務しているか。 ・自信をもって勤務しているか。 ・担当業務を適切に行っているか。 ・同僚と違和感なく協力して仕事ができるか。 ・児童生徒や同僚と自然に接することができるか。 等の内容で経過観察を依頼 | 状況に応じて所属校で判断 | 所属していた学校に配置する。主治医等と連携しつつ、所属校が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。 |
| 46 鹿児島県 | 鹿児島県教育委員会及び教育委員会事務局職員等であって、精神障害の疾患で休職中の職員(希望者のみ) | なし | 希望する職員が、勤務する所属において、所属長の指導の下に試行的に勤務する。 | 原則として、4週間 | ・実施期間中は、休職中に通常支給される給与以外に支給されない。 ・実施期間中の事故については、地方公務員災害補償法による補償を受けることはできない。 | 鹿児島県学校職員等健康診断諮問委員会を設置し、諮問委員として医師を任命している。 | 主な基準として、 1. 現在の職場へ戻る前提で復職が可能かどうか。 2. 主治医の診断が復職可能と判断されているか。 以上のようなことを総合的に判断している。 | なし | なし | 特別な配慮は行っていない。 |
| 47 沖縄県 | 精神性疾患により休職した教職員 | なし | 職場復帰前支援プログラム(復帰訓練)と職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)があり、実施場所はいずれも対象者の所属校である。 | 復帰訓練と慣らし勤務は、いずれも原則4週間 | 公費で傷害保険に加入 | 医師 | 医師二人(うち一人は公立病院の医師)の診断書及び産業医の意見書 | なし | なし | 職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)期間中で特に必要と認める教職員に対して、補充職員を配置している。 |
| 48 札幌市 | 札幌市教育委員会が所管する市立学校及び幼稚園に勤務する教頭、教諭、及び養護教諭並びに学校栄養職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する者に限る。)及び学校事務職員で、精神疾患等により休職中または90日を超える病気休職中の職員のうち、主治医が訓練を実施することが適当と判断した者 | なし | 休職前に勤務していた職場において、最初は、短時間で、毎日出勤できる状態をつくり、その後、段階が進むにつれ、負荷を増し、最終的には、フルタイムでの通常勤務と同程度のことを行う(以下、実施例)。 第1段階:職場の雰囲気慣れる時期で、1週間程度(1日2~3時間)で、業務内容は文書作成補助、図書管理、整理。 第2段階:職務を視野に入れた時期で、2週間程度行う(1日4時間)で、業務内容は、補助的作業、文書作成、教科・学年単位の会議参加。 第3段階:職務の実際の視野に入れる時期で、2週間程度行う(1日5~8時間)で、業務内容は、担当教科の研修、授業参観、給食指導補助。 第4段階:復帰のための具体的準備期間で、3週間程度行う(1日8時間)で、指導案作成、校長の指導下での授業実施。 | 復帰前4~12週間程度(通常は、8~12週間程度)行う場合が多い。 | なし | 市立病院医師 | ・病気休職期間中に行う職場復帰訓練の実施状況 ・市で指定する精神科医師による診察 これらを踏まえて、審査会により復職の可否を判断している。 | なし | なし | なし |
| 49 仙台市 | 90日以上病気休職及び休職から復帰する者 | なし | 学校への復帰が決まった場合、希望により復帰前の職場適応訓練を行う。具体には、所属学校において復帰に向けた実際の業務を行うなどとする。 | 10日以内 | 市負担で傷害保険に加入 | 主治医 健康審査医 健康審査委員 | 診断書内容、健康診断結果等を総合的に判断する。 | なし | なし | 所属していた学校に配置する。主治医、健康審査医の意見等を参考にしながら、所属校が当該職員と確認し、校務分掌等と配慮し、勤務の軽減を図る。 |
| 50 さいたま市 | 精神疾患による休職者 | あり | 復帰前に職場(学校)に適応させるため、あいさつに始まり、学習指導、生徒指導、校務事務などの内容を勤務権において行う。 | 4週間 | なし | さいたま市教職員健康審査委員会(医師10名) | さいたま市教職員健康審査会の答申による | 3か月ごとの報告 ①医師の診断書 ②校長による観察報告書 | 個別に審査会答申による期間 | なし |
| 51 千葉市 | 休職中の職員 | あり | 【市費負担教職員】 I リワーク研修 ①臨床心理士、精神保健福祉士が職務遂行能力等回復のための研修プログラムを作成し、実施。 ②リワーク研修センター II リハビリ活動 ①慣らし出勤、②職員が所属する職場 【県費負担教職員】 I 職場リハビリテーション ①慣らし出勤、②職員が所属する学校 | 【市費負担教職員】 I リワーク研修 ①3か月程度 ②3か月以内 【県費負担教職員】 あり 原則6か月以内(延長可能) | 【市費負担教職員】 なし 【県費負担教職員】 あり | 健康審査会(産業医、健康管理医)の判定を受け人事労務担当者が最終的な決定を行う。 | 職場リハビリテーションの実施結果及びその他の状況を健康審査会神経・精神部会が総合的に審査・判定する。 | なし | なし | なし |

| 都道府県 指定都市 | 1 復職支援プログラムについて | | | 2 復職の判断について | | | 3 復職後の経過観察について | | | |
|--------------|---|---|--|--|---|--|--|---|--|---|
| | (1)対象者 | (2)復職にあたって受講を必ず求めているか | (3)復職支援プログラムの内容(各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間) | (4)実施時期 | (5)受講者に対する公費による保険措置 | (1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者 | (2)復職を判断するにあたっての主な基準 | (1)復職後の経過観察の内容 | (2)復職後の経過観察の実施期間 | (3)復職後の人事配置等の配慮 |
| 52 川崎市 | 精神疾患により職務を離れている長期療養者で、主治医、産業医等が行うことが適当と判断した者 | 受講を義務づけていないが、復職審査の際に実施状況が分かる資料を提出することで、復職の判断材料としている。 | 職場復帰のための教職員リハビリテーションプランを作成、リハビリの時間、内容等については、本人、所属長及び主治医又は産業医等の間で、協議して決定する。ただし、これにより困難な場合は、本人、所属長及び主治医又は産業医の間で、協議して決定する。 | 再発防止や円滑な職場復帰の観点から、試行中のおおむね復職の1か月前からフルタイムでのリハビリを実施することとし、その期間を2か月半から3か月程度実施して、療養期間や状況等により、短い期間となる場合もある。 | 受講者に対する公費による保険措置は、実施中の自己等への補償はない旨を説明し、自己判断での参加加入を勧めている。 | 川崎市教職員健康管理審査委員会として、教育委員会関係以外では、市職員の医師(様々な診療科の医師が参加)、川崎市関係部課職員が委員に入っている。 | 主治医の診断、学校の意見(復職者を受け入れる体制等)、リハビリの状況、産業医や産業保健スタッフの意見等を参考に、医師の委員を中心に、業務や対人(子ども、保護者、同僚等)関係等、復職に問題がないかを判断する。 | 面談等により、復職後の状態について把握し、ケアを行う。 | 職場復帰後のフォローアップとして、1か月、3か月、6か月間、職場復帰後の状況により、フォロー面談を随時実施する。 | 所属校に復帰することを原則とする。復帰時に職務軽減等の配慮が必要と認められる場合は、産業医や学校管理職、教職員等と調整を行うが、人的措置は行わず、職場での対応を基本とする。 |
| 53 横浜市 | 精神疾患で休職している教職員 | 職場復帰訓練の要否を調整し、平成25年10月から職場復帰支援訓練の実施を義務化している。 | 原則として所属校で実施。出勤訓練から始め、事務作業、児童・生徒と接するまでを段階的に行う。プログラムの作成から教職員健康相談室のソーシャルワーカーや精神科専門医が相談・助言を行い、学校事情や休職者の状況に合わせて個々に作成している。 | 原則として、4週間から8週間 | なし | 主治医及び横浜市教職員健康審査委員会5名 | 主治医の診断書等の審査資料をもとに、医師が委員となっている横浜市教職員健康審査会により、復職の審査を行っている。 | 教職員健康相談室の医師が、おおむね6か月以内必要と判断するまで実施する。 ・必要に応じ、教職員健康相談室ソーシャルワーカーが学校を訪問し、本人および管理職と面談を行う。 | 教職員健康相談室の医師が、必要と判断するまで。 | 精神疾患による休職から復帰する際、円滑な職場復帰及び病気の再発防止のために必要と認められた場合、非常勤講師等を復職後、最長で8週間配置し、勤務の軽減を図っている。 |
| 54 相模原市 | 市立小学校及び中学校の専任教職員のうち、心身の故障により休職中の教職員で、これを行うことを申し出た者 | なし | 職場リハビリテーションは、原則として所属する学校内で行う。 ①主治医と連携を図り、段階的に回復に向かえる効果的な内容とする。 ②本人、その家族の希望及び主治医の意見を反映させた内容とする。 ③補助的な事務及び作業等を行うこと。 | 3月を超えない範囲内で、主治医の意見に基づき申出た期間 | 本人の希望を補助会で負担 | 教職員健康審査委員会(医師5名) | ・医師2名の診断書結果・教職員健康審査会の予備審査(事前面談)による意見書 ・職場リハビリテーション実施等からの勤務に向けた校長意見 | 教職員健康審査会の審査結果と本人の意向に応じて実施 | 健康審査会の経過観察期間が決定 | 審査結果に応じて勤務時間や職務内容の配慮あり |
| 55 新潟市 | 精神性疾患により休職中で職場復帰を希望する者 | 本人の希望を前提とするが、実質的には所属長がプログラムへの取組を促し、ほぼ全員がプログラムを実施する。 | 対象者の病気の回復状況を考慮しながら、所属校において簡単な事務作業や授業参観、授業補助などを行う。 | 1回につき3週間程度(複数回の実施も可) | あり | 産業医 嘱託精神科医 新潟市保健衛生部医監 | 健康管理委員会が、平常、ほぼ平常、または制限を加えて勤務を行えるかと判断するもの | ・職場での状況(授業、事務処理、児童生徒対応等) ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 等 | 復職から3か月及び6か月経過後に観察報告書を提出する。 | 所属していた学校に勤務する。所属長が、主治医等と相談しつつ本人と確認しながら分掌等に配慮して配置する。 |
| 56 静岡市 | 静岡市立小学校及び中学校に勤務する地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する専任教職員で常勤の者 | なし ※休職職員等に該当する場合、治癒行為の一環として、主治医が必要と判断した場合、静岡市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。 | ①90日以上特別休職中の職員(過去5年間に精神的な疾患により特別休職を取得した職員又は休職した職員を除く。);第1週は1日4時間程度で職場に慣れる程度の簡易な業務とし、第2週は半日からほぼ全日で実践的な業務を行うものとする。 ②休職中及び過去5年間に精神的な疾患により特別休職を取得した職員又は休職した職員:別表に定めるところにより行うものとする。 | ①2週間 ②4週間 ※訓練対象職員は、訓練期間において週休日及び休日を各自の分の2以上の日数を出勤し、訓練を行う。 | 公費による保険措置は行っていない。 | 健康審査会担当医師3名 | ・病状が職場復帰(復職)しても問題ない程度まで回復していること。 ・学校が本人の負担軽減のために配慮を行うこと。 | なし | なし | なし |
| 57 浜松市 | 浜松市立小学校及び中学校に勤務する地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する専任教職員で常勤の者 | なし ※休職職員等に該当する場合、治癒行為の一環として、主治医が必要と判断した場合、浜松市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。 | ①特別休職中の職員(過去5年間に精神的な疾患により特別休職を取得した職員又は休職した職員を除く。);第1週は1日4時間程度で職場に慣れる程度の簡易な業務とし、第2週は半日からほぼ全日で実践的な業務を行うものとする。 ②休職中及び過去5年間に精神的な疾患により特別休職を取得した職員又は休職した職員:別表に定めるところにより行うものとする。 ③第1段階の4時間程度から段階的に時間を増やしていき、第4段階では、正規の勤務時間帯とする。 | ①2週間 ②原則4週間 ※訓練対象職員は、訓練期間において週休日及び休日を各自の分の2以上の日数を出勤し、訓練を行う。 | なし | 精神科医師2名 | ・主治医の復職「可」の診断書、復職準備登校の実施結果と学校(園)長の意見書、産業医(又は衛生管理医師)が面談で復職「可」の判断、健康審査委員の復職「妥当」の意見 | 復職後、教育委員会の保健師が学校訪問を行い、面談を行い、保健指導を行う。 ・学校訪問時に校長より本人の体調や勤務状況等について、確認している。また、授業参観もしている。 | 復職後概ね1年間 | 原則所属していた学校に復帰する。主治医等と連携し、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。 |
| 58 名古屋市長 | 精神性疾患により休職中の職員で、その病状が安定し、かつ復職準備登校を希望する教職員 | なし | 休職中の職員が復職面接前に所属の学校へ試験的に登校し、対象職員が休職前に従事していた職務を考慮して、主治医と相談の上、決定した業務を行う。 | 引き続き5〜10日間 | なし | 学校(園)長、主治医、産業医(又は衛生管理医師)、健康審査委員会 | 主治医の復職「可」の診断書、復職準備登校の実施結果と学校(園)長の意見書、産業医(又は衛生管理医師)が面談で復職「可」の判断、健康審査委員の復職「妥当」の意見 | 保健師による電話または職場訪問での状況確認及び衛生管理医師によるフォロー面談の実施 | 職員の状況に応じて、個別に必要な期間 | 超過勤務命令や旅行命令等の発令に制限を加えることがある。 |
| 59 京都市 | ①精神・神経系疾患等で休職中の教職員 ②病状が安定した教職員 ③指導困難な状態に陥り、長期休業等3か月以上取得せざるを得なくなった教職員の復職にあたり、教育委員会関係各課が協議して必要と認められた者 | ①なし(希望する場合のみ) ②なし(希望する場合のみ) ③あり | ①療養の一環としてリハビリテーション勤務を実施する。 ②復職者一人に対して必要に応じ1週間につき10時間の範囲内で非常勤講師等を配置する。 ③復職者のうち、指導困難状態に陥り、そのことに起因して長期休業等に入った教職員の職場復帰に当たり復職時集中指導を実施する。 | ①原則1月間 ②最大4月間 ③1年間 | ①あり(傷害総合保険) ※②、③は、該当しない。 | 「京都市立学校幼稚園要休職員審査委員会」が審査を担当する。同審査会は、医師によって組織され、教職員が病気に伴う長期の休職を取得する際、また病状体からの復職命令をする際等に、当該教職員の取り扱いに関する客観的な意見を教育長に具申する。 | 「京都市立学校幼稚園要休職員審査委員会」では、担当医からの診断書やこれまでの治療経過を基に、「職務に耐えることができるか」「再発の可能性はないか」といった観点から、復職の妥当性について判断し、教育長に具申を行う。 | 所属長が定期的に復職後の当該職員の状況把握を行い、必要に応じて、指導助言を行う。 | 復職職員に応じて、必要期間、経過観察を行う。 | 休職の原因となった病気の種類や、背景を鑑み、必要に応じて人事異動時に配慮を行っている。 |
| 60 大阪市 | 精神疾患による病状体職員のうち、復職後に休職の期間が6か月を超える者又は復職後同一疾病で再度休職した者で、その間の勤務実績が6か月未満(講師を除く教育職員) | なし | ①休職中の支援 ・校園長による休職者及び主治医への復職支援事業の内容が説明 ②復職前の支援 ・校園長による復職支援プログラムの作成 ・嘱託専門医による復職トレーニング面談 ・1か月程度の復職トレーニングの実施(在籍校で実施) ・嘱託専門医による復職トレーニング後面談 | 復職トレーニングは1か月程度 | 施設賠償責任(対人・対物) | 【全ての教職員】健康審査委員会(医師) ※復職の可否について意見を述べる | 【教育職員】(健康審査会での審査材料) ・本人の状態 ・職場環境 ・主治医の意見(就業可能かどうか) ・復職トレーニング実施者は嘱託精神科医の意見 | ①校園長による校園内受入体制の整備 ②校園長による復職後の勤務状況の把握 ③嘱託相談員による復職後の勤務状況の把握 | ②は1か月後 ③は教育委員会 その他は、特に定めはない。 | 【教職員】精神疾患休職者(教諭、養護教諭に限る)のうち、病状体から連続90日を超える者が復職する場合、復職後2週間を限度(ただし課業期間中のみ)として、代替職員の措置期間を延長することができる。 |

| 都道府県 指定都市 | 復職支援プログラムについて | | | | 2 復職の判断について | | 3 復職後の経過観察について | | | |
|--------------|---|-----------------------------|--|--|---------------------|---|--|---|--|---|
| | (1)対象者 | (2)復職にあたって受講を必ず求めているか | (3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間) | (4)実施時期 | (5)受講者に対する公費による保険措置 | (1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者 | (2)復職を判断するにあたっての主な基準 | (1)復職後の経過観察の内容 | (2)復職後の経過観察の実施期間 | (3)復職後の人事配置等の配慮 |
| 61 堺市 | 精神性疾患により療養のため長期職場を離れている職員で、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した者 | なし(任意) | ①専門医療機関における復職に向けたトレーニング 集団療法、模擬授業、各種グループワーク等 場所:近畿中央病院 ②職場リハビリテーション ③職場練習・教材研究・資料収集等準備 職員会議への参加等 場所:現任教 | ① 3か月(1週間に2回) ② 4週間程度(個別ケースにより期間調整) | なし | 堺市学校職員健康審査委員会(産業医・精神保健医)事前面談における精神保健医 主治医 | 業務を滞りなく行えるかどうか ○復職支援プログラム(任意)の実施による見極め ○堺市学校職員健康審査会の事前面談による精神保健医の意見・評価 (日常生活の安定度、体調の軽快度、集中力・理解力・体力の回復、職場の人間関係等の確認) ○堺市学校職員健康審査会の判定 | ・休職の原因となった事象等への配慮状況 ・管理職とのコミュニケーション ・職場の同僚との人間関係 ・生徒や保護者との人間関係 ・授業・クラス運営状況 ・学習指導・生徒指導能力等 ・通院・服薬状況 ・出勤状況 ・その他体調で気になること | 学期に1度、原則として1年間(個別対応は随時実施) | 所属していた学校に配置する 教諭・養護教諭が復帰する場合、課業中の復職後2週間を限度として、代替職員に配置期間の延長を行う。 |
| 62 神戸市 | 精神疾患等による病欠休職・休職者 | なし | ①職場復帰トレーニング 公立学校共済組合近畿中央病院において、精神科医・臨床心理士ほか専門教チームによるカウンセリングやスポーツ活動を通して、職場に戻るために必要な意欲や自覚の回復を図る。 ②プレ出勤 所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経験させ、復帰・復職に対する不安の解消を図る。 | ①約3か月 ②原則4週間 | あり | 産業医 主治医の診断書(復帰可能)・本人・校長の評価を基に審査する。 | 勤務状況の確認 | 個別の状況による。 | なし | |
| 63 岡山市 | 精神疾患等により休職している岡山市教育委員会の任命に係る職費負担教職員、岡山市立幼稚園に勤務する園長及び教諭並びに岡山市立岡山後楽館高等学校に勤務する校長、教頭、教諭及び養護教諭 | なし(主治医の実施可の判別と該当者への同意により実施) | 学校への在職時間を徐々に伸ばし、4週目には1日在校できるようにする併らし勤務で、原則として対象者の所属で行う。 | 原則として、4週間 | 傷害保険と損害賠償保険に加入する | 岡山市保健所長、岡山市こころの健康センター所長、その他教育委員会が必要と認める医師 | 医師2人により、当該職員が復職可能であるという診断がなされ、審査会でも同様の判定がされること | 現在の本人の状況 ・校務分掌及び授業 ・教 ・職場での状況 ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係等 ・所属長の意見 ・現在の状況を3段階で表してもらう。 | 復職後3か月と6か月後に「復職後状況報告書」の提出を求めている。 | 所属していた学校に配置 |
| 64 広島市 | 精神疾患による休職者のうち復職希望者(復職可の診断書が必要) | あり | 勤務校において100時間の学校観察を行う。他の教員の補助的な業務等で少しずつ慣れていき、最終的には授業を行うことを目指す。 | 3週間 | あり | ・産業医の資格を有する医師 ・病気が治っているか、再発の恐れはないか。 ・学校での勤務(児童生徒への指導、保護者対応等)が可能か。 | 所属校による健康状態の確認 | 1年間 | ・健康診断の面接時に、人事に対する配慮事項を聞き取っている。 ・復職判断した医師の指示事項を校長に伝えている。 ・校長が、校務分掌の軽減など可能な限り配慮を行っている。 ・復職後、1年間は経過観察を行い、状況把握に努めている。 | |
| 65 北九州市 | 北九州市立学校教職員(大学は除く)のうち、精神神経系疾患により休職中の職員 | なし | ・学校長は、職員本人・家族・主治医と十分に協議の上、実施計画書を作成し、計画に基づき実施する。 ・実施期間を4つに区分し、段階的に業務を実施する。 ・現職場で実施する。 【市費負担教職員】 ・復職後の業務を踏まえた段階的な訓練(職務に対する責任を負わない) ・職員は管理職、産業医の指導を受け、主治医の助言の下で「実施計画書」を作成し、計画書に基づいて実施 ・現職場で実施 | 原則として、4週間 | なし | 身体検査審査議会(学芸経験者(各担当医)、関係行政機関の職員、市職員の委員10人)構成) 主治医からの診断書及び、産業医の面談を参考に、身体検査審査議会で復職の判断を行う。 | 状況に応じて精神科医面談を実施 | 精神科医面談の状況により調整 | 主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら所属について状況に応じた人事配置を行っている。また、随時産業医による面談を行い、経過観察を行っている。 | |
| 66 福岡市 | 精神系疾患で病欠休職中の教育職員 | なし | ①職場復帰訓練 ・所属長は、訓練の実施時期や内容等について休職者の主治医、休職者本人、その家族等と十分協議し職場復帰訓練実施計画書を作成する。 ・徐々に職場に適応させる必要があることから、それぞれのステップの目標に応じ、原則として実施期間を4程度に区分し段階的に実施する(実施場所:休職者の所属する学校)。 ②復職支援非常勤講師の配置 病気の再発を防止しながら職務遂行能力を円滑に回復させるため、復職から3か月程度非常勤講師を配置する。 ③教職員健康管理専門員の配置 嘱託保健師2名を教育委員会に配置し、職場復帰訓練に計画・実施に関する助言や復職後の健康管理等に関する助言を行う。 | 原則として、4週間 | なし | 身体検査委員会として委嘱した精神科医3名 症状が改善し、職務の遂行に支障がない状態になっているかどうか | 嘱託保健師2名を教育委員会に配置し、復職支援として、復職後6か月間学校訪問による健康管理等の業務を行っている。 | 6か月間 | ・年度中途の復職時は所属していた学校に配置する。定期人事異動時には、状況に上り配置の配慮を行っている。 ・復職者の負担軽減を図るため、復職支援非常勤講師1名を、3か月を目安として配置する(希望がある場合のみ)。 | |
| 67 熊本市 | 熊本市立学校等に勤務する教職員のうち、精神神経系疾患により休職中の者及び精神神経系疾患以外の疾患により休職中の者で精神神経系疾患も併せて患っている者 | なし | 所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。 | 4週間 ただし、必要に応じて4週間を超えて実施することができる。 | なし | 熊本市教職員等健康審査会(医師5名及び事務局職員3名)により構成) 主治医からの診断書及び産業医の面談を参考に、職務の遂行に支障がないかどうか、健康診査会で判断を行う。 | 保健師による電話での状況確認及び必要であれば産業医によるフォロー面談の実施 | 職員の状況に応じて、個別に必要な期間 | 所属していた学校に配置 職務を軽減する必要があると判断されれば復職支援休職を取得する。 | |